

熊本市特定非営利活動法人条例個別指定制度検討委員会運営要綱

制定 平成26年 4月 1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、熊本市特定非営利活動法人条例個別指定制度検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定非営利活動法人に対する寄附税制の考え方に関すること。
- (2) 寄附金控除の対象とすべき特定非営利活動法人の範囲や指定の考え方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者、公認会計士、市民公益活動関係者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月末日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画振興局市民協働課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。